



## 重要事項確認書

確認事項		確認欄	
1	申込書類及び内容について、虚偽申告や故意に申告しない事由等発覚した際には、入所内定の取消しや退所となることがあります。	<input type="checkbox"/>	
2	入所を希望する施設は、必ず施設見学を行ったうえで利用可能な施設のみを記入してください。入所内定後に辞退した場合には申込の取り下げとなり、別の施設を希望する場合には改めて申込手続きが必要になります。	<input type="checkbox"/>	
3	入所内定したときは、入所までに施設との面接と健康診断を受けます。面接と健康診断を受けられない場合や、面接と健康診断の結果、「集団生活ができない」もしくは「安全な保育のためには特別な配慮を要し施設での対応が困難」と判断された場合には内定が取消しとなります。	<input type="checkbox"/>	
4	入所内定後、円滑に入所手続きが行えるよう必要に応じて保護者の連絡先等を施設へお伝えすることがあります。	<input type="checkbox"/>	
5	保育料は、決められた期日までに必ず納付してください。また月の初日に在籍していれば、途中で退所した場合でも1か月分の保育料がかかります。	<input type="checkbox"/>	
6	該当する方は記入してください	<b>出産</b> を理由として入所できる期間は、出産（予定）日から2か月後の月末日までです。継続して入所を希望する場合には改めて申込手続きが必要になります。	<input type="checkbox"/>
		<b>求職活動</b> を理由として入所した場合は、その期間が3ヶ月を経過する日までに就労証明書の提出が必要です。就労が開始できない場合には退所となります。	<input type="checkbox"/>
		<b>育児休業期間を当初の予定から変更する</b> 申立てを行ったうえで入所決定した場合は、入所日から14日以内に職場復帰してください。復帰しない場合には入所取消しとなります。	<input type="checkbox"/>
		<b>市外の保育施設を希望する場合</b> 、受付は石岡市こども未来課を経由して行いますが、申込の締切日等の取扱いについては、保護者自身で直接希望のある市町村に確認が必要になります。 また、 <u>入所期間は最長で年度末まで</u> です。翌年度も継続して入所を希望の場合は、審査を受ける必要があり、再度申込が必要になります。その結果によっては入所の承諾が取り消されることがあります。	<input type="checkbox"/>

上記の必要事項について確認し、同意しました。

令和      年      月      日

保護者氏名

---